

平成 25 年度

工事名 小武川 湯沢 復旧治山工事 (H25ゼロ国)

特記仕様書

第１条 治山工事仕様書の適用

本工事の施工に当たっては「治山工事標準仕様書」及び「治山工事共通特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

第２条 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について、所定の様式により提出することができる。

第３条 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3 受注者は、建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後原則１箇月以内に、発注者に提出しなければならない。ただし、受注者が中小企業退職金共済制度に加入しており、被共済者が業務に従事する場合においては、発注者用掛金収納書に代えて、中小企業退職金共済事業本部が発行する加入証明書を発注者に提出するものとする。

第４条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- 1 本工事は「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を受注者に提示するものとする。
- 3 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式１）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4 最終精算変時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者は、変更実施計画書（様式２）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- 6 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書（様式１）に記載された共通仮設費の計上額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書（様式１）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- 7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第5条 治山工事仕様書に対する特記事項

「治山工事標準仕様書」及び「治山工事共通特記仕様書」に対する特記事項は、次のとおりとする。

| 章 | 節 | 条     | 項 目            | 特 記 事 項                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|---|-------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 1 | 1 0 3 | 工 事<br>現場管理    | <p>工事標示板又は工事を周知する掲示物には「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記し、地元住民や通行者から認知される場所に設置し、工事実施に関し周知させること。</p> <p>なお、記載内容の詳細については、監督職員の指示によること。</p>                                                                                                                        |
| 1 | 1 | 1 0 4 | 工事中の<br>安全確保   | <p>工事期間中の作業開始前、作業の一時休止並びに作業中・終了時には必ず安全確認を行い、危険のおそれのあるもの又は要因となり得るものを発見したときには、これを排除又は安定させること。</p>                                                                                                                                                     |
| 1 | 1 | 1 0 5 | 施工計画書          | <p>施工計画書記載項目(4)安全管理については、日常の作業ミーティングの実施内容及び、労働安全衛生法等関係諸法令に基づく各作業における作業主任者等の責務等についても、分かるように記載すること。</p>                                                                                                                                               |
| 1 | 1 | 1 2 3 | 施工体制台帳         | <p>受注者は、工事を施工するために下請負契約を行う場合は、本条項規定の金額に関わらず施工体制台帳を作成し、施工計画書に付して監督職員に提出すること。</p>                                                                                                                                                                     |
| 2 | 2 | 2 0 3 | 石 材<br>(現地採取材) | <p>当該工事の施工に係る現地採取石材については、次によるものとする。</p> <p>① 雑石・巨石については、構造物の機能を損なわない石材を採取選別のうえ使用すること。</p> <p>② 施工地内の河床から採取するものとし、これによりがたい場合、現地にて確保が困難な場合は、監督職員の指示に従い現地石材の調達をすること。</p> <p>③ 現地採取石材については、掘削、採取、積込、洗浄、選別作業を含んでいるので、不純物が付着してる石材は、高圧洗浄機等により洗浄等を行うこと。</p> |

| 章 | 節 | 条     | 項 目                    | 特 記 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---|---|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 8 | 2 2 0 | 木 材<br>(共 通)           | <p>当該工事の施工に係る木材については、次によるものとする。</p> <p>① 間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用すること。</p> <p>② 前記①の木材のうち、合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督職員に提出し、確認を受けること。</p> <p>③ 受注者は、コンクリート型枠等の資材として合板を使用する場合は、間伐材が混入した製品を積極的に使用すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|   |   |       | 木 材<br>(加工木材<br>使用構造物) | <p>[素材の加工]</p> <p>① 丸棒材は、ロータリー加工及びノッチ加工材とすること。</p> <p>② 丸棒材：φ120mmとして納入された素材は101mmに圧縮加工処理を実施する。Φ90mmとして納入された素材は72mmに圧縮加工処理を実施すること。</p> <p>[素材の薬剤処理方法]</p> <p>使用する木材は、JIS K1570「木材保存剤の性能試験方法及び性能基準」のACQ-1に該当する薬剤を使用し、JIS A9002「木質材料の加工式保存処理方法」に準じた方法で処理すること。</p> <p>[防腐処理木材の品質検査]</p> <p>① 処理木材は、深浸潤特殊・圧縮処理木材（高耐久性処理木材）とし、浸潤度及び吸収量が基準値以上であること。<br/>基準値（浸潤度）：材表面からの薬剤浸潤長の平均が12mm以上<br/>基準値（吸収量）：製材のJAS・処理区分K4相当(5.2kg/m<sup>3</sup>以上)</p> <p>② 処理薬剤の分析結果及び処理木材の防腐・防蟻処理証明書を、監督職員に提出し承認を受けること。</p> |
| 3 | 3 | 3 0 7 | 埋戻し                    | <p>構造物の組立て・打設養生の後、構造物に衝撃を与えないよう、下記により丁寧に土砂礫で埋め戻すこと。</p> <p>（上流側）：放水路天端の高さまで埋め戻すこと。</p> <p>（下流側）：1段目水抜き下まで、越流水衝撃により洗掘されないよう、設計図書に定めのないものについて、可能な範囲において巨石を敷き詰めるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| 章   | 節   | 条       | 項 目                 | 特 記 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-----|---------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4   | 1   | 4 0 2   | コンクリートの品質           | 高炉セメントB種（空気量4.5%）<br>18-8-40BB、18-8-20(25)BB                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 4   | 4   | 4 2 5   | 型枠及び支保工<br>(残存丸太型枠) | <p>[主要材料]</p> <p>① 木材は、治山工事標準仕様書に記されている品質を損なうものであってはならない。</p> <p>② 型枠補強部材は、型枠本体（丸太材）と確実に固定されていること。</p> <p>③ 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理が施されていること。</p> <p>④ 配列された丸太の隙間から堤体コンクリートが極端に漏出し構造の欠点とならないこと。</p> <p>[強度]</p> <p>① コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。</p> <p>[証明書]</p> <p>① 部材に関する品質証明書並びに公的機関の証明書（試験結果）を付して、監督職員の承認を得たものを使用すること。</p> |
| 1 2 | 1 2 | 1 2 1 3 | 防護施設工               | <p>防護施設の設置に当たっては、十分に防護機能が発揮できるよう取付位置の設定を行うこと。また、工事施工に伴い著しい損傷により防護機能を発揮できなくなった場合は、臨機の措置を講じるとともに、速やかに監督職員に報告し、指示に従うこと。</p>                                                                                                                                                                                                                |

## 実績変更対象費に関する実施計画書

| 費 目         |       | 費 用                           | 内 容                                                                                             | 計上額 |
|-------------|-------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 共 通 仮<br>設費 | 営繕費   | 借上費                           | 現場事務所、試験室、倉庫、<br>材料保管場所等の敷地借上<br>げに要した地代及び建物を<br>建築する代わりに貸しビル、<br>マンション、民家等を長期借<br>上げした場合に要した費用 |     |
|             |       | 宿泊費                           | 労働者が、旅館、ホテル等に<br>宿泊した場合に要した費用                                                                   |     |
|             |       | 労 務 者 送 迎<br>費                | 労働者がマイクロバス等で<br>日々当該現場に送迎輸送（水<br>上輸送を含む）をするために<br>要した費用（運転資金、車両<br>損料、燃料費等含む）                   |     |
|             | 小 計   |                               |                                                                                                 |     |
| 現 場 管<br>理費 | 労務管理費 | 募集及び解<br>散に要する<br>費用          | 労働者の赴任手当、労働者の<br>帰省旅費、労働者の帰省手当                                                                  |     |
|             |       | 賃金以外の<br>食事、通勤等<br>に要する費<br>用 | 労働者の食事補助、交通費の<br>支給                                                                             |     |
|             | 小 計   |                               |                                                                                                 |     |
| 合 計         |       |                               |                                                                                                 |     |

## 実績変更対象費に関する変更実施計画書

| 費 目             |       | 費 用               | 内 容                                                                        | 計上額<br>(当 初) | 計上額<br>(変 更) | 差額 |
|-----------------|-------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|----|
| 共 通<br>仮 設<br>費 | 営繕費   | 借上費               | 現場事務所、試験室、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げた場合に要した費用 |              |              |    |
|                 |       | 宿泊費               | 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用                                                  |              |              |    |
|                 |       | 労務者送迎費            | 労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転資金、車両損料、燃料費等含む）              |              |              |    |
|                 | 小 計   |                   |                                                                            |              |              |    |
| 現 場<br>管 理<br>費 | 労務管理費 | 募集及び解散に要する費用      | 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当                                                 |              |              |    |
|                 |       | 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 | 労働者の食事補助、交通費の支給                                                            |              |              |    |
|                 | 小 計   |                   |                                                                            |              |              |    |
| 合 計             |       |                   |                                                                            |              |              |    |

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1工 事 名小武川 湯沢 復旧治山工事 (H25ゼロ国)
- 2工 事 場 所山梨県韮崎市円野町 山梨県有林地内
- 3工 期契約の翌日から平成27年 3月16日まで
- 4請 負 代 金 額円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円)
- 5契 約 保 証 金 額円
- 6調 停 人
- 7前 金 払請負代金額の10分の4以内
- 8あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会  
〔 〕 建設工事紛争審査会
- 9選 択 条 項別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

| 適用削除<br>の 区 分 | 選 択 事 項                      |      | 選 択 条 項    |
|---------------|------------------------------|------|------------|
|               | 請負代金内訳書                      | 要    | 第3条        |
|               |                              | 不要   |            |
|               | 契約保証金の納付                     |      | 第4条第1項第1号  |
|               | 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供       |      | 第4条第1項第2号  |
|               | 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 |      | 第4条第1項第3号  |
|               | 公共工事履行保証証券による保証              |      | 第4条第1項第4号  |
|               | 履行保証保険契約の締結                  |      | 第4条第1項第5号  |
|               | [        ] 主任技術者             |      | 第10条第1項第2号 |
|               | [        ] 監理技術者             |      |            |
| ×             | 支給材料及び貸与品                    |      | 第15条       |
|               | 前 金 払                        |      | 第34条第1項    |
|               | 中間前金払                        |      | 第34条第4項    |
|               | 部 分 払                        | 回以内  | 第37条       |
| ×             | 部分払の対象となる工場製品                |      | 第37条       |
| ○             | 国庫債務負担行為に係る契約の特則             |      | 第39条       |
| ×             | 瑕疵の修補又は損害賠償の請求               | 1年以内 | 第44条       |
| ○             |                              | 2年以内 |            |

〔注〕国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙1を添付する。

- 10解体工事に要する費用等別紙2のとおり(注)  
(注)工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

- 11住宅建設瑕疵担保責任保険  
〔注〕特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵負担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成26年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者(住所)山梨県甲府市宮前町7-7

(氏名)分任支出負担行為担当官  
関東森林管理局  
山梨森林管理事務所長 市川 裕子 印

受注者(住所)

(氏名)

印

〔注〕受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。  
(「国庫債務負担行為に係る契約の特則」を選択した場合に添付する。)

# 国庫債務負担行為に係る契約の特則

| 適用<br>除の<br>公 | 選 択 事 項                        |                      | 選 択 条 項       |
|---------------|--------------------------------|----------------------|---------------|
| ○             | 各会計年度における<br>請負代金の支払限度<br>額    | 2 5 年度 0 円           | 第 3 9 条 第 1 項 |
|               |                                | 2 6 年度 円             |               |
|               |                                | 年度 円                 |               |
| ○             | 支払限度額に対応す<br>る各会計年度の出来<br>高予定額 | 2 5 年度 0 円           | 第 3 9 条 第 2 項 |
|               |                                | 2 6 年度 円             |               |
|               |                                | 年度 円                 |               |
|               | 前払金                            |                      | 第 4 0 条       |
|               | 翌会計年度の前払金相当額                   | 円                    | 第 4 0 条 第 3 項 |
|               | 部分払                            |                      | 第 4 1 条       |
|               | 前払金の支払を受けている場<br>合の部分払額の決定     | ( a )                | 第 4 1 条 第 2 項 |
|               |                                | ( b )                |               |
|               | 各会計年度において部分払を<br>請求できる回数       | 年度 回<br>年度 回<br>年度 回 | 第 4 1 条 第 3 項 |

## 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）

## 1 分別解体等の方法

| 工<br>程<br>ご<br>と<br>の<br>作<br>業<br>内<br>容<br>及<br>び<br>解<br>体<br>方<br>法 | 工 程                    | 作 業 内 容                                                           | 分別解体等の方法                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|                                                                         | ①仮設                    | 仮設工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無     | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                                                         | ②土工                    | 土工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無      | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                                                         | ③基礎                    | 基礎工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無     | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                                                         | ④本体構造                  | 本体構造の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                                                         | ⑤本体付属品                 | 本体付属品の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                                                         | ⑥その他<br>(            ) | その他の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無   | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                                                                         |                        |                                                                   |                                                                      |

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

## 2 解体工事に要する費用（直接工事費） \_\_\_\_\_ 円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体行為に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

## 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

| 建設資材廃棄物の<br>種 類 | 施 設 の 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------|-----------|-------|
|                 |           |       |
|                 |           |       |
|                 |           |       |
|                 |           |       |
|                 |           |       |

（注）建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

## 4 再資源化等に要する費用（直接工事費） \_\_\_\_\_ 円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

# 現 場 説 明 書

山梨森林管理事務所

工 事 名 小武川 湯沢 復旧治山工事(H25ゼロ国)

## 説 明 事 項

### 1 一般的事項について

#### (1) 安全に関すること

- (ア) 工事現場の責任の明確化及び安全作業を徹底すること。労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、墜落、物の飛来等危険防止の措置、保護具の完全着用を徹底すること。
- (イ) 一般者が立ち入らないように、安全上必要な場所には、柵・看板等により「立ち入り禁止」の措置、「危険区域」の表示を行い、周知徹底できるようにすること。
- (ウ) 林道の通行及び資材の運搬については、道路交通法等の関係諸法令を遵守すること。
- (エ) 安全施設及びケーブルクレーン仮設撤去作業、歩道作設、盤台施設、床掘作業等は、安全諸法令を遵守し、作成承認を得た施工計画書等に基づき施工すること。
- (オ) 火薬類の使用に際しては、関係官庁の許可を得た上、責任者を届け出るとともに現場付近の通行者等の安全には万全を期すること。
- (カ) 道路上部での施工や道路上部にケーブルクレーン索を架設する場合及び、施工による崩落・落石等、ケーブルクレーンからの落下物のないよう対策を徹底し、歩行者及び通行車両の安全に万全を期すること。
- (キ) 工事施工地は、急峻な地形であるので、作業体勢や足場等の安全確保を徹底すること。
- (ク) 各作業ならびに工事施工に関わる安全管理体制を徹底すること。作業前後は、必ず各作業種・各仮設備の安全点検を実施し危険因子を発見した場合は速やかに排除または是正を図ること。
- (ケ) 各作業における安全管理責任者・作業主任者等の責務を明確にし、着手後に提出する施工計画書に関係法令に基づく作業責任者等明記すること。

#### (2) 土地の利用に関すること

請負工事の実行上必要な土地で、当該契約工事箇所以外の用地が必要な場合や工事に付随する支障木の処理等については、事前に監督職員の指示を受けること。

#### (3) 火気の取扱に関すること

火気を使用する場合は後始末を徹底し、山火事等を起こすことのないように十分留意すること。

#### (4) 工事の施工管理について

- (ア) 治山工事標準仕様書、特記仕様書、設計図書は、現場に常備し内容を熟知して施工すること。
  - (イ) 工事着手は、契約締結後速やかに着手し、着工通知書を提出すること。
  - (ウ) 工事工程表に比較して実工程が著しく遅延したときは、理由を付して変更工程表を提出すること。
  - (エ) 大雨等により被害の恐れがある時は、未然に建設機械類及び資材等を安全な場所まで待避させるとともに経過を判断できるよう定点（４方向以上）写真撮影等の管理をしておくこと。
  - (オ) 工事現場においては、環境対策として木材の使用を通じて景観維持を図るため、工事看板類、掲示板、手摺り等の仮設物については、木材・木製品（合法性・持続可能性が証明されたもの）及び間伐された木材を使用すること。また、良色な木目調が視認できるよう文字等の配置配色を考慮すること。
  - (カ) 当該工事に使用する建設機械は炭化水素、窒素酸化物等の排気ガスを抑制した排対型、低騒音型の建設機械を使用すること。
  - (キ) 施工地に近接する施設への騒音対策や工事用資材の仮置き等に関する諸手続及び管理を徹底し、第三者への被害及び迷惑のかからないよう、万全を期すること。
- (5) 請負代金の請求は、山梨森林管理事務所長あて請求すること。

### 2 実行関係について

- (1) 当該施工地は、高標高地であり地形的に急峻で脆弱な地質的特徴を有している。このため、着工後の表層土の整形及び地盤の掘削作業等によるほか、気象的要因による施工箇所地形の変動等にもない、工事計画調査時点に想定していた工種での対応が困難となることもあり得ることを承知すること。この場合、工事進捗の段階立会確認（書面）等において現地に適した工種の再検討と工種変更するとともに、変更協議を行うものとする。
- (2) 当該施工地は、南アルプス巨摩県立自然公園特別地域に指定されており、保全すべき自然環境野生動植物等が生息している。また、一般の入山者等の目にふれることから施工地に隣接する自然の保全、施工に係る資材等の整理整頓、現場作業地内の美化（ゴミの持帰り飛散防止等）を徹底すること。作業現場内の環境美化等を徹底できない者の作業配置及び作業現場への入場を許可してはならない。

- (3) 工事終了後の引上げ時には、工事のために使用した跡地は原形に復し後片付けを完全に行うこと。

3 その他

(1) 仮設工・共通仮設費関係等の附記事項

- ・ 施工地労務費補正(山腹工) 1.03(+3%)
- ・ 安全費(雨量計・雨量警報装置等設置251日分を計上)
- ・ 廻排水処理一式を計上(廻水管径400mm 土のう締切工 22.5m<sup>2</sup>を計上)
- ・ バックホウ分解組立(溪間工、山腹工:平積0.35m<sup>3</sup>級を分解組立4式を計上)
- ・ 工種別数量内訳書中の表記の(普)は普通作業員、(山)は山林砂防工適用作業種である。
- ・ ケーブルクレーンに係る作業種は、車道に隣接するものは普通作業員、急傾斜地内にて行う作業は山林砂防工を適用してある。
- ・ 「ケーブルクレーン設置報告書」(労働基準監督署に報告)の写しを監督職員に提出すること。

(2) 主任技術者、監理技術者の専任を要しない期間は次の①、②とする。

① 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定め

② 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日(例:「検査合格通知書」等における日付)とする。

入札説明書等に対する質問回答書

「小武川 湯沢 復旧治山工事(H25ゼロ国)」

[illegible]